

高梁市産後ママ安心ケア事業

令和5年6月～

高梁市では、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行っています。

産後のお母さんとお子さんのために、医療機関や助産院の助産師等から、**母乳ケアや授乳指導・育児相談等のサービスが受けられる「産後ケア」**の利用料金の一部を助成します。

利用できる方

高梁市内に住所を有する、医療を必要としないお母さんとそのお子さん

- ① 産後の育児支援者の協力を得ることが難しい方
- ② お母さんの体調不良や育児不安がある方
- ③ 産後の経過に応じた休養等が必要な方 など…

授乳、おむつ替え、
お風呂の入れ方がわからない

母乳育児が
うまくいかない

育児協力者がいなくて、
身体が休まらない

こんなこと、ありませんか？

仕事復帰のため卒乳したい
けど、どうしたらいい？

出産後の入院中に体調が思ったように回復しない等、退院後すぐ自宅で生活することが難しい場合、出産先の施設へ継続入院し産後ケアを受けることもできます。

※ただし、高梁市と委託契約している施設で、施設の予約がとれた場合

利用可能日数

種類 項目	宿泊型ケア	母乳育児相談
	日帰り型ケア	
対象者	産後12ヶ月以内の母子	産後12ヶ月以内の母子
利用可能日数	通算7日以内	通算4回以内

宿泊型ケア：施設に宿泊してサービスを受ける
日帰り型ケア：日帰りでサービスを受ける
母乳育児相談：1時間程度のサービスを受ける

※サービスの組み合わせは自由です

内容

お母さんとお子さんの体調に合わせたサービスを受けることができます。

- ・お母さんの健康状態のチェック、産後の生活アドバイス
- ・お子さんの健康状態のチェック、体重や栄養のチェック
- ・乳房のケアや授乳方法の指導
- ・沐浴指導、育児相談・・・など



利用者の声

- ・出産から疲れがたまっていた。助産師のいるホテルにいるようで、心も体も休めることができた。日常を忘れて母と子で過ごすことができ、費用面でも納得できた。
- ・いろいろなことを相談でき、気分が楽になった。今後も継続して利用したい。
- ・助産師さんからアドバイスいただけて安心した。今後は日帰りや宿泊型ケアも利用していきたい。
- ・乳腺炎もよくなり、気分もよくなった。親身に話を聞いてもらえ、とても満足した。断乳の時期になったらまた利用したい。
- ・子を預かってもらえ、その間に指導をしてもらえて休息もとれよかった。

※利用の詳細については裏面

利用できる施設・利用料金

高梁市と委託契約している医療機関及び助産所、各施設の利用料金

→高梁市のホームページでご確認ください。



<高梁市ホームページ(産後ママ)>

市助成金額(上限額)

宿泊型・日帰り型ケア（1日あたり）			母乳育児相談（1回あたり）		
母子1組 (児1人の場合)	産婦のみ	乳児のみ (1人につき)	母乳育児相談 (児1人の場合)	母乳相談	育児相談 (児1人につき)
10,200円	4,800円	5,400円	4,900円	3,950円	950円



子育てするなら高梁市

自己負担額について

利用料金から市助成金額を差し引いた額が自己負担額となります。

※利用料金は施設により異なります。

例えば…利用料金 30,400円（母子1組利用で1泊2日）なら、市助成金額 20,400円（母子1組 10,200円×2日分）で、自己負担額は 10,000円（30,400円－20,400円＝10,000円）。

*生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担額が免除されますので申請時に申し出てください。

*食事代や個室部屋代など、別途自己負担分が必要になる場合がありますので、各施設へご確認ください

利用方法

事前に申請が必要です！（出産後）

※施設の状態によっては、日時や、宿泊型・日帰り型ケアのご希望に沿えない場合があります。

①利用希望者は、利用希望施設へ連絡し、利用予定日を仮予約してください。（施設の空き情報の確認）

※国際貢献大学校メディカルクリニック（他院出産者で宿泊型・日帰り型ケア利用希望）、くにとみクリニック利用希望者は、仮予約の前に、まずは健康づくり課（0866-21-0267）へ連絡してください。

②利用希望者は、健康づくり課または各地域局保健師へ下記の書類を提出し申請してください。

*産後ママ安心ケア利用申請書

（代理人申請、郵送での申請も可能。）

*産後ママ安心ケア事業（フェイスシート）

*産後ママ安心ケア事業利用者負担金免除申請書

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方のみ



左記の各書類は、高梁市ホームページでダウンロードできます

緊急で利用したい場合など、健康づくり課へ来庁しての事前申請が難しい場合、健康づくり課（0866-21-0267）へ連絡してください。

③申請書とフェイスシートの内容に基づいて、健康づくり課の保健師が面談を実施します。

④健康づくり課が、「利用承認通知書」と「サービス利用機関宛文書」を交付します。

⑤利用希望者は、利用予定施設に連絡し、予約を確定してください。

※その他準備が必要な物(着替えやミルク、タオル等)や別途必要な料金(食事代や個室部屋代等)についても、利用予定施設へご確認ください。

⑥利用希望者は、「利用承認通知書」と「サービス利用機関宛文書」、母子健康手帳を利用施設へ持参し、サービスを受けます。

⑦利用者は、利用施設へ自己負担額を支払います。

⑧利用者は、産後ケア利用後、アンケート入力フォームより利用した感想等をご回答ください。※回答がない場合、保健師が電話にて感想をお聞きします。



<アンケート入力フォーム>

問い合わせ・申し込み窓口

高梁市健康づくり課 〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地

☎21-0267、21-0228

有漢地域局 ☎57-3212、成羽地域局 ☎42-3213、川上地域局 ☎48-2200、備中地域局 ☎45-4512